

令和2年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
48	10月1日	10月13日	郵送	観光振興課 都市整備課 管理課 生涯学習課

提案内容

●水木しげる記念館前のトイレについて

水木会館の前庭トイレ男性用は2つを比べて見ると、便器の位置が壁に近い。

9月21日(月)朝6時30分に行った時に入口側のホルダーの紙が床に20cm位着地していて、巻き上げておきました。改善方法は入口側のホルダーを20cm前に移動したほうが良いです。女性用も入口から3つ並んだ左端も同じように壁に近いです。従業員の方が座って、確かめて下さい。

●水木しげるロードの来待石について

人が座って休むための来待石の上に2ヶ所植木鉢が置いてあるため撤去してほしい。

●図書館のトイレについて

市民図書館トイレ蛇口について横棒式に変えてもらえないか？

●松ヶ枝町のトイレについて

9月28日(月)に松ヶ枝町トイレの男性用、女性用、身障用、すべてのトイレトーパーが無くなっていた。

回答内容

○水木しげる記念館前のトイレについて

トイレ設備は、住宅設備機器メーカーが推奨している標準的な場所に取り付けております。

まず腰掛便器の位置は、個室の広さにかかわらず、いずれも便器中心から手すりまでの間隔が350mm程度の場所に取り付けております。

またペーパーホルダーは、便器先端から100mm程度で、その他設備(ドア・手すり等)の使用を相互に妨げないような位置に取り付けております。

○水木しげるロードの来待石について

ご指摘をいただきました植木鉢は、すぐに撤去いたしました。

○図書館のトイレについて

令和2年10月9日に横棒式に変更いたしました。

松ヶ枝町のトイレについて

ご不便をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

令和2年度 市民の声提案箱 回答

松ヶ枝町トイレにつきましては、近隣にお住いの個人の方にトイレ清掃業務を委託しており、毎日、朝の清掃時にトイレットペーパーの補充を行っております。

9月27日(日)は、日曜日で観光客の利用が多かったということもあり、一時的にトイレットペーパーが無くなったものと思われます。もし、トイレにペーパーが無いとお気づきの際は、大変お手数をおかけしますが、境港市役所(44-2111)又は水木しげる記念館(42-2171)に、ご連絡ください。速やかに補充を行い、利用者の皆様にご不便をおかけしないよう努めてまいります。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
49	10月1日	10月12日	メール	地域振興課
<p>提案内容</p> <p>●HPのリンク等について</p> <p>市役所hpにある市内リンク先(商工会議所、等)はそれぞれでイベントを開催して自身のhpで広告しているが、そのhpに行かない限りそのイベントには気が付かない。</p> <p>そこで、市役所hpでイベントカレンダーを作って、リンク先からも書き込めるようにしてはどうだろうか？</p> <p>リンク先がイベントを決めた場合、自身のhpで広告したら市役所hpのイベントカレンダーにもイベント名とURLを書き込めばよい。</p> <p>そうすればイベントカレンダーでその月の市内イベント全てが分かる。</p> <p>民間団体も市役所に依頼して民間イベントの広告も掲載できるようにすると巾が広がる。</p>				
<p>回答内容</p> <p>ご提案は、市内で行われるイベントが一覧出来るようになるご提案と受け止めております。</p> <p>内容を検討いたしました。ご提案のような運用が出来るようにするには、ホームページに新しい仕組みを開発する必要があります。</p> <p>また、市役所のホームページを市職員以外の外部の者が書き変える事が出来るようになる為、セキュリティ上の課題もあると考えており、現時点で実施する予定はありません。ご提案は、今後のホームページ管理業務の参考とさせていただきます。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
50	10月6日	10月13日	メール	生涯学習課・長寿社会課

令和2年度 市民の声提案箱 回答

提案内容

●公民館の利用と高齢者への施策について

公民館の空き室を談話室として定年退職者用に終日、無料開放してはどうか？
定年退職者は、老人保健施設の利用対象者になるほど衰えてはいないが、やることがないので、家から出ない老人と同じような生活になってしまう。

このような生活は認知症の前段階になったり等好ましくない状態を作り出す。原因は、社会的な刺激がなくなることで単調な生活にある。そこで、公民館へ行き、談話室で同じ利用者と話をしたりして終日過ごせば違ってくるのではないか？空き室の利用なので公民館の有効利用にもなる。

回答内容

●公民館の利用について

公民館は地域住民のために、教育・芸術・文化の事業を行い、教養の向上・健康の増進などに寄与することを目的としております。住民の方が行うサークル活動、地域団体の会合を行う場合などには無料でご利用していただいております。

公民館としては空き室を終日無料開放する方法でなく、住民の方に向けて様々な講座の開催、地域行事・サークル活動の紹介を公民館報やホームページで情報提供を行い、定年退職された高齢者の方だけでなく、地域住民全体の公民館の利用促進を目指したいと考えております。

●高齢者の施策について

ご指摘のとおり、介護予防のひとつとして「社会参加」の重要性が指摘されています。

定年退職を迎えられた方々の中には、ことぶきクラブに加入され、同クラブの様々な活動、行事を通して会員同士の交流や地域づくりに取り組まれたり、豊富な知識や技能、経験を活かして、実益を兼ねてシルバー人材センターの会員として仕事をされるなど、自分にあった社会参加を実践されている方々が多くいらっしゃいます。

また、各種ボランティアに取り組まれている方々も多く、市では昨年度、介護支援ボランティアポイント制度を創設し、生きがいくりのサポートを行っているほか、高齢者の「通いの場」としまして、各地区の社会福祉協議会に委託し、「ふれあいの家事業」を最寄りの会館等で実施いただいているところです。

これらの活動や取り組みを知らない方や新型コロナウイルス感染症の影響により外出を躊躇されている方々もいらっしゃいますので、市報等による情報提供に加え、必要に応じて個別の支援により、引き続き社会参加を促進してまいりたいと考えております。ご提言ありがとうございました。

令和2年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
51	10月14日	10月22日	メール	観光振興課
<p>提案内容</p> <p>●水木しげる関係のイベントについて</p> <p>①来年、再来年の水木しげる生誕祭と水木しげる記念館建て替えイベントでゲゲゲの鬼太郎キャストショーを開催していただけないか。</p> <p>②水木しげる生誕祭以外にもトークショーができるイベントを増やしていただけないか。</p>				
<p>回答内容</p> <p>① 来年3月に開催予定の「水木しげる生誕祭」の内容等につきましては、鳥取県まんが王国官房等の関係機関と今後検討する予定であり、現時点では未定となっております。また、来年度以降の開催につきましても現時点では決まっておりません。</p> <p>「水木しげる生誕祭」の開催内容等の情報は、決定次第、鳥取県（まんが王国とっとり）及び境港市のホームページでお知らせする予定としております。今しばらくの間、お待ちいただきますようお願いいたします。</p> <p>また、水木しげる記念館の建て替えにつきましては、令和2年2月に「水木しげる記念館あり方検討委員会」から『建て替えるべき』との提言をいただいたところであり、今後、市として検討を進めていくこととしております。</p> <p>ご提案の記念イベントにつきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>② 現在、水木しげるロードで開催するイベント等において、ゲゲゲの鬼太郎のキャストショーを行う予定はございませんが、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
52	10月19日	10月27日	メール	管理課
<p>提案内容</p> <p>●側溝について</p> <p>幹線道路では殆ど L 型側溝を使って車道の排水をしているが、これを自転車走行用側溝に変えてほしい。</p> <p>L 型側溝では側溝とアスファルトとの継ぎ目に自転車のタイヤがあたり、ふらつきの原因となるからである。</p> <p>自転車走行用側溝に変えれば、自転車の幅 1 台分くらいのスペースができるので快適に自転車で車道を走ることができる。</p>				

令和2年度 市民の声提案箱 回答

回答内容

自転車走行用側溝(水路暗渠)への変更は、自転車走行の安心・安全な自転車通行空間を確保するため、有効な手段の一つと考えられます。

現時点においては、道路整備を行う予定はありませんが、今後、道路改修を行う際には、道路の幅員や交通状況など総合的に勘案するとともに、ご提案いただきました内容を参考にさせていただきたいと思っております。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
53	10月20日	10月26日	メール	生涯学習課

提案内容

●文化ホール駐車場の利用について

文化ホールの西側駐車場において、利用の用途を幅広く認めるべきではないか。

回答内容

今回ご意見のあった文化ホール西側の駐車場では、開館当初、ローラースケートやテニスの壁打ちをされる事例がみられました。文化ホールとしましては、駐車車両や利用者との接触事故などが想定されるため、駐車場において本来の目的と異なる用途での利用は禁止することとし、禁止を徹底するため周囲に看板を設置しております。

なお、文化ホールの芝生広場(イベントスペース)は、各種イベントのほか、子ども達や親子の交流の場としてもご利用いただいておりますが、駐車場につきましては、上記の理由により、今後も本来の目的と異なる用途での利用を認める考えはございません。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
54	10月23日	11月9日	メール	自治防災課

提案内容

●市長あてのメールについて

市役所HPの市長の部屋に市長宛てのメールアドレスを公開したほうが風通しが良い。米子市HPには「市長に一言」で作ってある。

県庁HPには知事宛てのメールアドレスは公開されていないが、平井知事のオフィシャルサイトからメールできるようにしてある。

境港市も習うべきだろう。

回答内容

米子市のHPと平井知事のオフィシャルサイトを確認したところ、平井知事のオフィ

令和2年度 市民の声提案箱 回答

シャルサイトにつきましては、後援会が運営しており、平井知事の個人アドレスに直接届くように設定されているとのことでしたが、米子市の「市長に一言」につきましては本市の「市民の声提案箱」と同様の内容となっております。

本市の「市民の声提案箱」に提案されましたご意見については、市長がすべて内容を確認し、回答をさせていただいております。

またHPの「市長の部屋」および「ようこそ市長の部屋へ」にも「市民の声提案箱」のリンクを張っておりますし、「市民の声提案箱」では各担当課のメールアドレス一覧も確認できるようになっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
55	10月26日	11月16日	メール	福祉課
提案内容				
●障害者手帳について				
障害者手帳の再交付について、期限が必要ないのであれば、切り替えをやめたらどうか。				
また、手帳申請時には、きちんとした写真を提出していたにも関わらず擦れたような写真となっていた。写真をどのように取り扱っているのか。				
回答内容				
身体障害者手帳の「等級の認定」、「手帳の作成・発行」は、鳥取県が行っております。本市の福祉課の窓口では、「申請書類の受付」、「受付した申請書類を鳥取県へ進達（提出）」、「鳥取県から発行された身体障害者手帳の交付」を行っているところです。				
手帳の再交付に要する期間につきましては、早い場合は2週間、遅くても1ヵ月で、鳥取県から送付されることを福祉課窓口で説明させていただいております。				
期限が必要ないのであれば、切り替えをやめたらどうかというご提案については、手帳の発行元である鳥取県の担当部署に確認したところ、顔写真が古くなり、本人確認の手段として支障をきたす場合があることから、原則発行後10年を経過したものは、手帳の再交付申請をしていただくようお願いしているとのことでした。				
また、写真につきましては、本市では、提出していただいた写真を傷つけないよう、身体障害者手帳交付申請書（再交付申請書）に写真を裏向きにして、テープで貼り付け、鳥取県へ提出させていただいております。今回、写真が擦れていたようになっていたことについて、鳥取県の担当部署にお伝えさせていただいたところ、鳥取県から説明させていただきたいとの回答でした。				

令和2年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
56	10月26日	11月19日	郵送	環境衛生課
<p>提案内容</p> <p>●ソーラーパネルの計画について</p> <p>現在、宅地及び畑地において、ソーラーパネルの設置計画が進行しています。当該土地は四方が居宅に囲まれ、いわゆる居住地域です。近隣住民の中には、入退院を繰り返す体調不良者や高齢者も複数おり、パネル設置後の環境悪化を危惧し、パネル設置には全員が断固反対しております。</p> <p>また、住民説明会の開催につきましてもパネル設置業者側は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月環境省）の環境配慮の手順を何ら守らず、住民の強い要請で1度行ったものの、冒頭から当該地域と環境が明らかに異なるデータで説明するなど住民を軽視するような内容で、殆どの項目について住民への説明は未了です。</p> <p>これに対し、近隣住民は年金生活者が殆どで金銭的にも法的手段は取れず、何らなす術もない状況です。</p> <p>つきましては、「ソーラーパネル設置による反射光、気温上昇、パワコンの作動騒音等は既存の生活環境へ全く影響を及ぼさない。」という確証がない限り、居住地域内へのパネル設置を制限する旨の条例等を制定し、地域住民をお守り頂きたく願い申し上げます。</p> <p>事業者（地権者）に対し、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に沿って、地域住民に対し事前に行事計画を説明し理解を得るなど手順を踏んだ事業計画を進めるとともに、事業終了時にはパネル等施設の撤去・処分についてその計画と責任者を予め地域住民に対し明確にし、「負の遺産」を同住民に管理させないようご指導いただきますよう併せてお願い申し上げます。</p>				
<p>回答内容</p> <p>ソーラーパネルの設置につきましては、現在のところ大規模なものを除いては、国、県、市のいずれにおきましても特段の規制等が無い状況です。</p> <p>ご相談の件につきましては、事業者様に対して、環境省が定めている「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に沿って事業を進めて頂くことに加え、改めて近隣住民の方々に説明を行って頂くよう市からもお伝えしたところですが、法律などに基づく指導ではないため、対応につきましては事業者様の判断に委ねざるを得ない状況です。</p> <p>また、ソーラーパネルの設置後に環境に関する何らかの問題が生じた場合には、当然のことながら、事業者様において責任を持って対処して頂くべきものであると考えております。その際には、市からも必要に応じて現地の確認や、事業者様への改善要請等を行ってまいります。</p> <p>条例等の制定につきましては、今後、同様な問題の発生も考えられることから、検討課題とさせていただきます。</p>				